

2023年4月1日以降のご契約内容の見直し (標準約款等の変更について)

当社は、2023年4月1日より低圧電気標準約款、低圧電気供給実施要綱および選択約款等（以下「約款類」といいます。）について、以下のとおり変更いたします。なお、規制料金の審査状況等を踏まえて料金単価・実施期日等を見直す場合がございますので、確定次第、お知らせいたします。

1. 主な変更の内容

(1) 料金単価の変更

当社は、2022年11月24日、規制料金について2023年4月1日からの平均32.94%の値上げを経済産業大臣に申請いたしました。

低圧自由料金については、2022年11月検針日以降のご使用分から燃料費調整の上限設定廃止を行っておりますが、規制料金値上げにおいて、現在の電力需給状況や供給コストなどを踏まえ、燃料費調整額の算定諸元等を全面的に見直したことから、規制料金と平仄を合わせる形で、低圧自由料金の料金単価の見直しを行います。新旧単価一覧表については[こちら](https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/dryokinkaitai/) (<https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/dryokinkaitai/>) をご覧ください。

(2) 燃料費調整制度の見直し^{※1}

当社は、燃料費調整制度により、火力燃料の輸入価格（原油、LNG、石炭）の変動を、毎月の電気料金を通じて調整（燃料価格が基準を上回る場合はプラス調整（電気料金へ増額）、下回る場合はマイナス調整（電気料金から減額））を行っておりますが、今回の規制部門の認可申請にあたり、最新の電源構成等を反映し、基準燃料価格・基準単価等の燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元の見直しを行います。また、経済産業省令にもとづき、これまで燃料費調整に含まれていた離島供給（東北電力ネットワークが供給）に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整^{※2}」として算定いたします。具体的な見直し内容については[こちら](https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/dryokinkaitai/) (<https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/dryokinkaitai/>) をご覧ください。

※1 首都圏向けの「電気標準約款 [低圧]」「電気供給実施要綱 [低圧]」は見直しの対象外です。

※2 「離島ユニバーサルサービス調整」とは、本土と電力系統が接続されていない離島において一般送配電事業者が行う離島供給に係る火力燃料費の毎月の変動を、託送料金を通じて調整するものです。託送料金を通じて行われるものですが、経済産業省令にもとづき、託送料金と同様の調整を電気料金においても行うものです（託送料金と同じ単価）。

(3) 約款類の実施日等の西暦表記への統一

和暦表記から西暦表記へと変更いたします。

(4) 配電事業制度の反映

配電事業制度とは、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者が自ら託送供給等の面的な運用を行うことを可能とする制度のことであり、これら事業者が配電事業者として電気事業法上に新たに位置付けられたことを踏まえ、一般送配電事業者に加え、配電事業者に係る規定を追加しました。

(5) 複数需要場所 1 引込の反映について

原則として 1 需要場所 1 引込と定めておりますが、電気事業法の改正により、一般送配電事業者等が適当と認めた場合は災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置等については複数需要場所 1 引込を可能とする旨についての規定を追加しました。

約款類の変更内容の詳細は、「2. 変更点について」をご確認ください。

2. 変更点について

【低圧電気標準約款の主な変更点】

| 項目 | 変更内容 |
|------------------------|---|
| 本 則 | |
| 適 用 | ・ 配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。 |
| 需給契約の単位 | ・ 複数需要場所 1 引込について、一般送配電事業者が適当と認めた場合に原則によらない（複数需要場所 1 需給契約）旨を規定しております。 |
| 附 則 | |
| この標準約款の実施期日 | ・ 2023 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。 |
| 別 表 | |
| 燃料費調整 | ・ 基準燃料価格、基準単価等の燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元の変更を反映しました。 |
| (新設) 離島ユニバーサルサービス調整 | ・ 離島ユニバーサルサービス調整の算定方法について規定しました。 |

【低圧電気供給実施要綱の主な変更点】

| 項目 | 変更内容 |
|------------|--|
| 本 則 | |
| 適用条件 | ・ 配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。 |
| 料 金 | ・ 料金の単価の変更、燃料費調整の平均燃料価格の変更を反映しました。また、離島ユニバーサルサービス調整に係る規定を追加しました。 |
| 附 則 | |
| 実施期日 | ・ 2023 年 4 月 1 日から実施する旨を規定しました。 |

| 項目 | 変更内容 |
|----------------------------|------------------------------------|
| (新設) この実施要綱の実施にともなう切替措置 | ・約款変更にもなう切替措置として、日割計算に係る措置を規定しました。 |

【選択約款の主な変更点】

| 項目 | 変更内容 |
|----------------------------|---|
| 本 則 | |
| 適用条件 | ・配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。 |
| 料 金 | ・料金の単価の変更、燃料費調整の平均燃料価格の変更を反映しました。また、離島ユニバーサルサービス調整に係る規定を追加しました。 |
| 附 則 | |
| 実施期日 | ・2023年4月1日から実施する旨を規定しました。 |
| (新設) この選択約款の実施にともなう切替措置 | ・約款変更にもなう切替措置として、日割計算に係る措置を規定しました。 |

【電気標準約款〔低圧〕の主な変更点】

| 項目 | 変更内容 |
|-------------|--|
| 本 則 | |
| 適 用 | ・配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。 |
| 需給契約の単位 | ・複数需要場所1引込について、一般送配電事業者が適当と認めた場合に原則によらない（複数需要場所1需給契約）旨を規定しております。 |
| 附 則 | |
| この標準約款の実施期日 | ・2023年4月1日から実施する旨を規定しました。 |

【電気供給実施要綱〔低圧〕の主な変更点】

| 項目 | 変更内容 |
|------------|---|
| 本 則 | |
| 適用条件 | ・配電事業制度の開始に伴い、一般送配電事業者に加え、配電事業者を追加し、「一般送配電事業者等」と規定しております。 |

| 項目 | 変更内容 |
|-------------|------------------------------------|
| 料 金 | ・料金の単価の変更を反映しました。 |
| 附 則 | |
| 実 施 期 日 | ・2023年4月1日から実施する旨を規定しました。 |
| この実施要綱の実施期日 | ・約款変更にもなう切替措置として、日割計算に係る措置を規定しました。 |

以 上